

稲沢市新型インフルエンザ等 対策行動計画

**平成30年度修正
愛知県稲沢市**

目 次

I	はじめに	1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯	1
3	稲沢市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	2
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	3
2	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
3	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	4
4	対策推進のための役割分担	6
5	行動計画の主要6項目	7
6	各課等の主な役割等	14
III	各発生段階における対策	17
1	未発生期	17
2	海外発生期	19
3	県内未発生期(国内発生早期以降)	21
4	県内発生早期	24
5	県内感染期	28
6	小康期	31
	資料	
1	国及び地域（都道府県）における発生段階	33
2	発生段階対応一覧	34

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別な措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下、「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全な態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国は、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 21 年 2 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。同年 4 月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余りで、約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人、死亡率は 0.16(人口 10 万人対)と諸外国と比較して低い水準であった。また、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫等も見られたこともあり、今後、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23 年 9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年 5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至っている。

本市においては、国や県の行動計画を基にし、平成 21 年 10 月に、実施すべき具体的対策を定めた稲沢市新型インフルエンザ対策行動計画を策定した。

3 稲沢市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

本市では、平成 21 年 10 月に策定した稲沢市新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、特措法第 8 条に基づき、新たに、稲沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。市行動計画は、国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月策定。以下「政府行動計画」という。）及び愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 11 月策定。以下「県行動計画」という。）を基に、新型インフルエンザ等対策に係る総合的な推進に関する事項、本市が実施すべき措置に関する事項、推進するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項等を掲載する。

また、市行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）(2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの |
|---|

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ見直す必要があり、適時適切に市行動計画の変更を行う。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。愛知県は、国際空港及び国際港湾を備えており、また新幹線や高速道路等の交通網が発達していることから、病原性が高くまん延の恐れのある新型インフルエンザ等が、万が一発生すれば、市民の生命や健康、市民生活にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供の能力を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市民生活の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国や県との連携はもとより、医療機関や事業者と十分に連携・協力を図りながら、次の2点を主たる目的として、対策を講じていく必要がある。

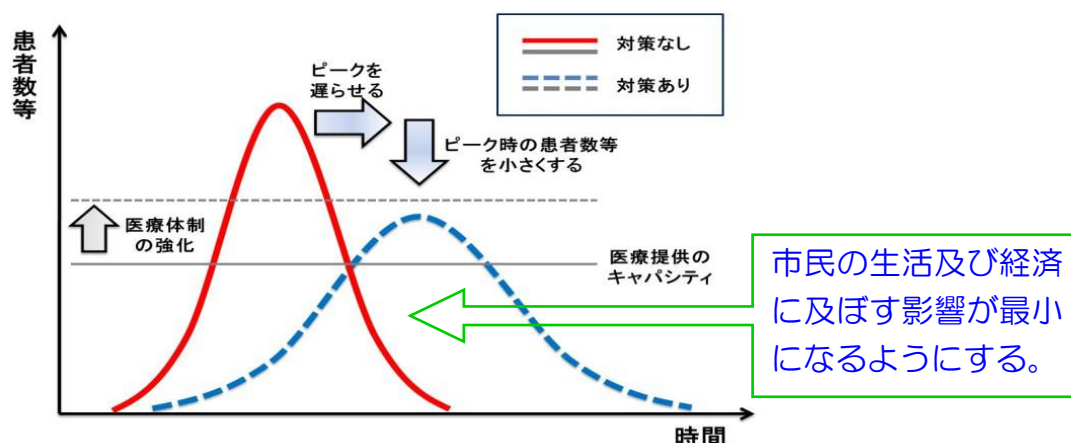
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図る。患者数等が医療提供の能力を超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

《対策の効果概念図》



2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するために必要最小限のものとする。実施の際は、市民に対し、十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザ薬等の対策が有効であるなどの状況によっては、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じないこともあり得ることに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、知事を本部長とする愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、市長を本部長とする稲沢市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する上で、特に必要と判断する場合は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合には、県対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等が発生した場合の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右されるもので、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいとされている。今回、国のり患率や致命率の想定と

県の被害想定を基に、市行動計画の参考とする。

《被害想定》

項目		国	愛知県	稲沢市
感染率		25% (季節性インフル： 10%)		
致命率		最大2% (季節性インフル：0.05%)		
感染者数		約 1,300 万人 ～2,500 万人	約 75 万 ～145 万人	約 1 万 4 千 ～2 万 7 千人
病原性 中等度※1	入院	死亡者 (最大) 64 万人	約 3 万 1 千人	約 580 人
	死亡者		約 1 万人	約 190 人
病原性 重度※2	入院		約 11 万 6 千人	約 2,160 人
	死亡者		約 3 万 7 千人	約 690 人

※1 アジアインフルエンザ等のデータ：中等度の致命率 0.53%

※2 スペインインフルエンザのデータ：重度の致命率 2.0%

これらの推計の基となる国の想定は、医療機関を受診する患者数については、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いており、入院患者数及び死亡者数については、アジアインフルエンザ等のデータを参考に推計している。ただし、この想定では、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。国の被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行う。

なお、新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考にする。飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には、多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・市民の 25%が流行期間(約 8 週間)にピークを作りながら順次り患する。り患した従業員の大部分は、1 週間から 10 日間程度で治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時(約 2 週間)に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって 5%程度が考えられるが、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

4 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県の役割

県は、国の定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生したときは、県域において地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關し的確に判断し対応する。

(3) 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位として、地域住民に対する情報提供、ワクチン接種、生活支援及び新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援等に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、一宮保健所等と緊密な連携を図りながら的確に対策を実施する。また、発生前から一宮保健所等と地域における医療体制の確保等に関する協議し連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を県とともに推進することが求められる。また、発生時には、医療提供を確保するため、患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定を進めることが重要である。診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携する。発生状況に応じて、患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するように努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。このことから、発生時には、事業継続計画を実

行し、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 市民の役割

発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等について情報を収集して、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

5 行動計画の主要 6 項目

市行動計画は、国県の行動計画に準じて、下記の 6 項目に分けて立案する。

「(1)実施体制」「(2)情報収集・提供・共有」「(3)予防・まん延防止」「(4)予防接種」「(5)医療」「(6)市民の生活及び経済の安定の確保」

なお、各項目の対策については、発生段階ごとに記述する。

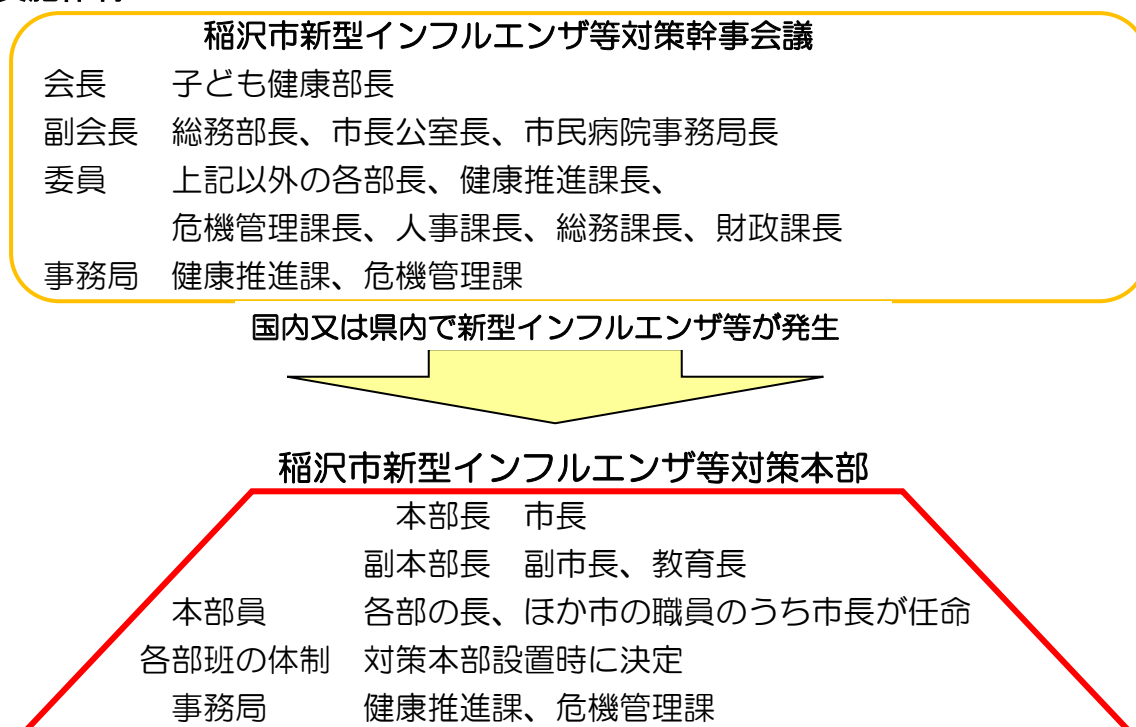
(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多くの市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあることから、稲沢市においても、国・県・近隣市及び事業所と相互に連携を図り、全庁一丸となり取り組む。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、稲沢市新型インフルエンザ等対策幹事会議の枠組みを通じ、事前の進捗を確認し、関係部局等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組みを推進する。

さらに、関係部署においては、県や近隣市等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。国内又は県内で新型インフルエンザ等が発生し、県対策本部が設置された場合は、必要に応じて市対策本部を設置する。さらに、特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下、「緊急事態宣言」という。)が行われ、県内が指定区域になった場合には、政府対策本部が示す基本的対処方針により、必要な措置を講ずる。

《実施体制》



(2) 情報収集・提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理に関する重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、指定（地方）公共機関、医療機関、登録事業者、一般事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や受け取り方も千差万別である。情報が届きにくい人にも配慮した受け取り手に応じた情報提供のために、市のホームページや同報系防災無線、マスメディアの協力を得る等、多様な情報提供手段を用いて、理解しやすい内容で、可能な限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機管理に関する情報提供だけでなく、予防対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防やまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民、学校、医療機関、事業所等に提供する。

特に、園児、児童及び生徒等に対しては、保育施設、学校で集団感染が発生する等地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局が連携協

力して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の決定のプロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら情報提供する。

市民への情報提供にあたっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た時は、風評被害を考慮し、一宮保健所や同保健所管内の一宮市と連携し正しい情報に訂正する等、適宜適正な情報提供に努める。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であるため、市対策本部が情報を集約・共有する体制を構築する。

(3) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行時のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保するとともに、流行時のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを主な目的とする。

また、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、対策が個人の行動を制限する面や社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策の決定・縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）など感染症法に基づく措置に協力するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う不要不急の外出自粛要請等に協力する。地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

(4) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少

させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、製造元となるウイルス株や製造時期の異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行われるものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認められたときに、臨時で行われる予防接種をいう。

(7) 対象者

- ① 「医療の提供の業務」又は、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行うものであって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(イ) 接種順位

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方について、国は新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として整理しているが、危機管理において、状況に応じて柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④ それ以外の事業者

(ウ) 接種体制（実施主体）

【国】…登録事業者のうち特定接種対象となる者及び国家公務員

【県又は市】…新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

原則として集団的接種により接種を実施することになるが、発生時に速やかに特定接種を実施できるよう、あらかじめ接種体制を構築する。

ウ 住民接種

(7) 予防接種の種類

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を行う。
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種

法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行う。

(イ) 住民の接種対象者及び順位

住民の対象者区分や順位は、政府行動計画において特定接種対象者以外の接種対象者について、次の4つの群に分類されるとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本的な考え方としているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

「基礎疾患により入院中又は通院中の者・妊婦」

② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）

③ 成人・若年者

④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上）

接種順位については、状況に応じて定めることを基本とし、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方のほか、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの事を併せた考え方を踏まえ、政府対策本部が決定する。

(ウ) 住民接種の接種体制

市が実施主体として、原則として集団的接種となるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。

(5) 医療

国・県からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。

「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋」

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、また県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、地域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事

業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

イ 発生前における医療体制の整備

県等は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

また、症例定義を踏まえた発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来（以下「帰国者・接触者外来」という。）を設置する医療機関や公共施設等のリストをあらかじめ作成し設置の準備を行う。

さらに発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を紹介するための相談センター（以下「帰国者・接触者相談センター」という。）の設置の準備を進める。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。また、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報については、医療機関等関係機関に迅速に周知する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に帰国者・接触者外来を確保して診療を行う。なお、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえ、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、帰国者・接触者相談センターを保健所に設置し、その周知を図る。

県内感染期（県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態）に至ったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えるとともに、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。これらの医療提供体制につ

いては、新型インフルエンザ等発生時に混乱が起きないように、広く県民や医療関係者に周知することが重要である。また、各地域において、事前に感染症指定医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう体制を整備しておく。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり地区医師会を始めとする医療関係団体等との連携を図ることが重要である。

エ 医療関係者に対する要請・指示、補償

知事は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救命救急士及び歯科衛生士に対し、医療を行うよう要請等をする。県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

オ 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目安として国が示す本県の備蓄目標量の抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄する。
- ② インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。
- ③ 不足することが予測された場合には、速やかに県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を放出する。さらに不足が予測された場合には、国に対して国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を依頼する。

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が8週間程度続くといわれており、本人の罹患や家族の罹患により、市民生活及び経済の大幅な縮小と停滞が生じるおそれがある。このため、市民生活及び経済への影響が最小限となるよう、市を始めとし、国や県、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者等と連携し、特措法に基づき十分な事前準備を行う。また、一般の事業者においても、事前の準備を行うことが重要である。

6 各課等の主な役割等

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために各部局が連携をとりながら、稲沢市地域防災計画に準じた全庁的な取組を行う。

各部等に共通する役割及び各課等の主な役割については、以下のとおりとする。

なお、発生段階別に各課等が感染拡大状況に応じて実施する具体的な対策は、後述の「Ⅲ 各発生段階における対策」に記載する。

《各部等に共通する役割》

- 1 対策本部又は稲沢市新型インフルエンザ等対策幹事会議から所管する事務として命ぜられる事務の実施に関すること
- 2 施設等に関する感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要請等に関すること
- 3 県内感染期等における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること
- 4 県内感染期等における市の業務の維持継続に関すること
- 5 関係機関との連携・調整に関すること
- 6 新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること
- 7 各部間の応援（職員・車両等）に関すること

部	課	役 割
市長公室	秘書広報課 人事課 企画政策課 情報推進課 地域協働課 祖父江支所 平和支所	・市民への啓発に関すること ・関連情報の発表に関わる総合調整に関すること ・関連情報の広報に関すること ・報道機関対応に関すること ・市職員の健康管理及び感染対策に関すること ・感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること ・職員の勤務体制に関すること ・職場での新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 ・職員用感染防護用資機材の備蓄マニュアル策定に関すること ・コミュニティバスの運行計画策定に関すること
総務部	総務課 財政課 契約検査課 課税課 収納課 危機管理課	・本庁舎の管理に関すること ・車両の調達等、対策本部機能維持に必要な資機材に関すること ・緊急的財政に関すること ・業者への窓口対応に関すること ・市民への窓口対応に関すること ・危機管理（ライフラインの確保、備蓄等）に関すること ・対策本部の設置・運営に関すること ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言の伝達及び市民の外出自粛要請

			に関すること • 各部間の総合調整及び統制に関すること • 諸団体への協力要請に関すること • インフルエンザ等患者等の集団的な発生の把握に関すること
市民福祉部	福祉事務所	福祉課 高齢介護課	• 市民への窓口対応に関すること • 福祉、介護関係施設との連絡調整及び感染情報の収集、感染対策に関する啓発、情報提供に関すること • 福祉、介護施設でのインフルエンザ等患者の集団的な発生の把握に関すること
		市民課 国保年金課	• 要配慮者に関すること • 身元不明者に関すること
子ども健康部	福祉事務所	子育て支援課 保育課	• 市民への窓口対応に関すること • 児童関係施設との連絡調整及び感染情報の収集、感染対策に関する啓発、情報提供に関すること • 要配慮者に関すること • 保育園、幼稚園（民間含む）との連絡調整に関すること
		健康推進課	• 保育園、幼稚園のインフルエンザ等患者の集団的な発生の把握に関すること • 保育園、幼稚園休業マニュアル策定に関すること • 対策本部に関すること • ワクチン接種順位マニュアル策定に関すること • 疑似患者発生時対応マニュアル策定に関すること • 市民への啓発に関すること
経済環境部		商工観光課 企業立地推進課 農務課 環境保全課 資源対策課 環境施設課	• 商工会議所及び商工会等の商工団体や観光協会等との連絡調整に関すること • 農業、商工業者への窓口対応に関すること • 企業の事業活動の自粛に関すること • 野鳥の大量不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分等に関すること • 廃棄物収集運搬処理体制計画策定に関すること • 火葬場の管理運営に関すること • 一時遺体安置所設営マニュアル策定に関すること • 身元不明者の遺体の収容ならびに埋火葬に関すること

建設部	都市計画課 都市整備課 用地管理課 土木課 建築課	・土木、建設業者への窓口対応に関すること
上下水道部	水道業務課 水道工務課 下水道課	・水の安定供給に関するマニュアルの策定に関すること ・汚水処理に関すること
教育委員会	庶務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ課 美術館 図書館	・学校との連絡・調整に関すること ・学校でインフルエンザ等患者の集団的な発生の把握に関すること ・学校休業マニュアル策定に関すること ・各所管施設との連絡・調整及び対応に関すること
消防本部・消防署	総務課 予防課 警防第1課 警防第2課 情報指令課 稲沢東分署 祖父江分署 平和分署	・搬送計画の策定に関すること ・搬送に伴う感染廃棄物の適切な処理に関すること ・保健所、医療機関との連携に関すること
選挙管理委員会		・他部への応援に関すること
監査委員事務局		・他部への応援に関すること
農業委員会事務局		・他部への応援に関すること
議会事務局		・他部への応援に関すること ・市議会議員との連絡・調整に関すること
会計課		・緊急的財政の支出に関すること ・他部への応援に関すること
市民病院		・市民病院の患者受入等体制強化に関すること ・情報の収集及び提供に関すること

Ⅲ 各発生段階における対策

ここでは、基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、目的、対策、主要 6 項目（P7 5 行動計画の主要 6 項目の記載を参照）の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

1 未発生期：新型インフルエンザ等が発生していない時期

(目的)

- ①発生に備えた全庁的な体制整備
- ②新型インフルエンザ等の感染情報等情報を早期把握
- ③感染予防に関する正しい知識の普及啓発

(主な対策)

- ①平素から警戒を怠らず、国・県等と連携を図り、緊急時に備え、体制の構築や訓練の実施、人材の育成、必要な資器材の備蓄等事前準備を推進する。
- ②継続的に新型インフルエンザ等発生状況を把握する。

(1) 実施体制

ア 行動計画を策定し、必要に応じて、随時見直し・修正を行う。（健康推進課・危機管理課・関係各課）

イ 新型インフルエンザ等対策幹事会議及び市対策本部の設置の準備をする。（危機管理課・健康推進課）

ウ 一宮保健所及び稲沢市医師会等との協力体制の整備・連携（健康推進課・危機管理課）

エ 新型インフルエンザ等対策についての啓発を職員や市民に対して行う。（健康推進課・危機管理課）

オ 職員用感染防護用資器材等（マスク、ゴーグル、感染防止服、消毒薬等）の備蓄計画の策定と備蓄在庫の確認及び補充を行う。（人事課・保育課・健康推進課・水道業務課・学校教育課・消防本部）

(2) 情報収集・提供・共有

ア 保健所等を通じ、情報収集を行う。（健康推進課）

イ 広報・ホームページ等に情報を掲載し、市民・事業者等に基本的な感染予防の正しい知識の普及と予防策を周知する。（秘書広報課・健康推進課）

ウ 市民へ相談センターの設置と適切な情報提供ができるよう体制を整備する。（危機管理課・健康推進課）

エ 医療機関へ迅速な情報提供のため、稲沢市医師会と協力体制を整備する。（健康推進課）

オ 学校等における個人が取り組む基本的な感染対策の普及に努める。

(健康推進課・学校教育課・福祉事務所)

カ 市民に対し、家庭内流通物資備蓄(食料品等の備蓄)について啓発する。

(危機管理課・健康推進課)

(3) 予防・まん延防止

ア マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策についての理解促進を図る。(健康推進課・秘書広報課)

イ 市民及び職員に対する季節性インフルエンザワクチンの接種を勧奨する。

(健康推進課・人事課)

ウ 発生に備えた訓練等を実施する。(危機管理課・健康推進課)

(4) 予防接種

ア 住民接種の準備

(7) 特措法第46条(新型インフルエンザ等緊急事態の場合)又は予防接種法第6条第3項(新型インフルエンザ等緊急事態でない場合)に基づき、原則として集団的接種により、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制を整備する。(危機管理課・健康推進課)

(i) 円滑な接種の実施のため、予防接種広域化制度等を利用し、全ての市民が、接種することが可能になるよう努める。(健康推進課)

(ii) 速やかに住民接種ができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に関わる従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、準備を進める。(健康推進課・学校教育課)

(E) 住民接種の実施に備え、ワクチン需要量や接種場所、人員等住民接種のシミュレーションを行う。(健康推進課)

イ 特定接種の準備

(7) 国が実施する登録事業者の登録業務について、国が示す登録要領に従い、周知及び登録申請の受付について、協力する。(健康推進課)

(i) 国の要請を受け、特定接種の対象となる本市の職員に対し、集団的接種を原則として速やかに実施できるよう接種体制を構築する。(健康推進課・人事課)

(5) 医療

ア 一宮保健所を中心に、二次医療圏の圏域を単位とし医師会、薬剤師会、指定(地方)公共機関、消防等の関係者からなる会議等に参加し、医療体制の整備に関する協議を行う。(健康推進課)

イ 市民が新型インフルエンザ等に感染した場合の医療機関への受診方法について、周知の準備を行う。(健康推進課・秘書広報課)

ウ 市民病院、救急等において必要となる医療資器材を備蓄する(市民病院・危機管理課・健康推進課・消防本部)

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

- ア 感染拡大防止のため、保育園・幼稚園、学校等に対して、臨時休園・休校あるいは学級閉鎖等となる場合がある旨、事前の周知を図る。(保育課・学校教育課)
- イ 感染拡大防止のため、市民に対して、集会等各種行事の自粛協力について、周知を図る。(健康推進課・施設所管課)
- ウ ライフラインの機能の確保の協力について、事業者等に周知を図る。(商工観光課・水道業務課・水道工務課)
- エ 市のごみ処理状況の調査と市民・事業者等にごみの減量化と排出抑制について周知を図る。(資源対策課)
- オ 火葬場の能力・遺体安置場所の確認し、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際、連携する。また、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる体制を整備する。(環境施設課)
- カ 高齢者、障害者等の要援護者を把握し、生活支援（見回り、介護、訪問診療食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、具体的な支援体制の整備を進める。(福祉課・高齢介護課)
- キ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。(危機管理課・健康推進課)

2 海外発生期

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態で、国内では患者が発生していない状態。

(目的)

- ①市内発生に備えた体制整備
- ②市内における新型インフルエンザ等の発生を早期把握
- ③相談窓口の設置、正確な情報提供等市民の不安緩和

(主な対策)

- ①県等と連携のもと、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報収集体制を強化する。
- ②海外での発生状況について、注意喚起するとともに市内発生に備え、市民・医療機関・事業者等に準備を促す。
- ③相談窓口を設置し、正しい情報提供を行い、不安の緩和対策を実施する。

(1) 実施体制

- ア 海外での感染拡大の状況に応じて、行動計画に基づいた具体的対策の実施について協議する。必要に応じて、特措法に基づかない任意の対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策幹事会議の方針を決定する。
(危機管理課・健康推進課)

イ 消防救急体制を確保する。(消防本部)

ウ 廃棄物収集運搬処理体制を確保する。(資源対策課)

(2) 情報収集・提供・共有

ア 国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部・一宮保健所等から国内外の新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を収集する。

(危機管理課・健康推進課)

イ 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来設置医療機関の設置情報を把握する。(危機管理課・健康推進課)

ウ 必要に応じて、保育園・幼稚園・学校等でのインフルエンザ等患者（疑い含む）の発生状況を把握する。(保育課・学校教育課)

エ 市民向け相談窓口の設置と適切な情報提供ができるよう体制を整備する。

(危機管理課・健康推進課)

オ 市民が新型インフルエンザ等に感染した場合（疑い含む）の医療機関への受診方法について、周知を行う。(秘書広報課・健康推進課)

カ 医療機関へ迅速な情報提供のため、稲沢市医師会と協力体制を整備する。

(健康推進課)

キ 市民に家庭内流通物資備蓄の啓発を行う。(危機管理課・健康推進課)

(3) 予防・まん延防止

ア 公共施設・公共交通機関利用者及び市職員に対し、感染対策の啓発を行う。

(人事課・施設所管課)

イ 事業所等への感染対策の啓発を行う。(商工観光課)

ウ 国及び県と連携し、海外出入国者へ注意喚起するとともに、必要に応じて、発生地域等への集会・不要不急の渡航の自粛を促す。(危機管理課・健康推進課)

エ 市民、職員に対する季節性インフルエンザワクチンの接種を勧奨する。

(健康推進課・人事課)

オ 市民、事業所等に対して、必要に応じ、県内発生早期に県から要請される外出自粛、学校等の施設の使用制限、事業継続に不可欠な重要業務以外の業務以外の業務の縮小等について、準備を進めるように周知する。(危機管理課・健康推進課・商工観光課・保育課・学校教育課)

(4) 予防接種

ア 住民接種の実施

(7) パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項（新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合）に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

(健康推進課)

(イ) 接種会場における感染対策を行う。(健康推進課)

イ 特定接種の実施

- (7) 国と連携し、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て、特定接種を行う。(人事課・健康推進課)
- (イ) 具体的な接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。(健康推進課)
- (5) 医療
- ア 一宮保健所とともに医療体制の整備に関する協議を行い、その役割分担について調整する。(健康推進課)
- イ 市民が新型インフルエンザ等に感染した(疑いを含む)場合の医療機関への受診方法について、周知の準備を行う。(秘書広報課・健康推進課)
- ウ 市民病院、救急等において必要となる医療資器材を備蓄する(市民病院・危機管理課・健康推進課・消防本部)
- (6) 市民の生活及び経済の安定の確保
- ア 感染拡大防止のため、保育園・幼稚園、学校等に対して、臨時休園・休校あるいは学級閉鎖等となる場合がある旨、事前の周知を図る。(保育課・学校教育課)
- イ 感染拡大防止のため、市民に対して、集会等各種行事の自粛協力について、周知を図る。(危機管理課・健康推進課・施設所管課)
- ウ 一宮保健所・稲沢市医師会等と統一した対応が取れるよう連携強化を図る。(健康推進課)
- エ 市民に対して、基本的な感染予防の周知、疑わしい症状が出現した場合の外出自粛などまん延防止を周知する。(秘書広報課・健康推進課)
- オ ライフラインの機能の確保の協力について、事業者にも周知を図る。(商工観光課・水道業務課)
- カ 通常のごみ収集回数等の維持の困難となることが予想されるため、ごみの減量化と排出抑制について周知を図る。(資源対策課)
- キ 国から県を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う」旨の要請を受け対応する。臨時の遺体安置所の確保、遺体の保存作業に必要なとなる人員等の確保について、準備を進める。(危機管理課・環境施設課)
- ク 要援護者及び協力者に対し、感染対策の啓発を行う。また、具体的な支援について、関係機関で確認を行う。(福祉課・高齢介護課)

3 県内未発生期(国内発生早期以降)

国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態(国内発生期)いずれかの都道府県で患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(国内感染期)いずれかの都道府県で発生した患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。

(目的)

- ①市内発生の早期発見
- ②市内発生に備えた全庁的な体制整備

(主な対策)

- ①一宮保健所と協力して、流行地域からの帰国者等を把握する。
- ②一宮保健所のサーベイランス体制に協力する。
- ③一宮保健所と協力して、市内で発生した場合の感染拡大防止に努める。
- ④一宮保健所が行う帰国者・接触者外来における診療体制の整備や帰国者、接触者、相談センターにおける相談体制の整備に協力する。
- ⑤関係機関と連携した情報共有と対策を強化する。

(1) 実施体制

- ア 任意の新型インフルエンザ等対策本部を設置する。国により、緊急事態宣言が行われた場合は、任意の対策本部から特措法に基づく対策本部に速やかに移行する。(危機管理課・健康推進課)
- イ 対策本部及び連絡調整会議を開催し、一宮保健所・稲沢市医師会等と統一した対応が取れるように連携の強化を図る。(健康推進課)
- ウ 関係各課・関係機関等へ呼びかけ、連携の強化を図る。(危機管理課・健康推進課)
- エ 企業等の事業活動、集客施設の各種行事等の自粛協力の要請準備を行う。(商工観光課)
- オ 職員への感染予防策を徹底する。(人事課)
- カ 感染防護用資器材の使用方法和消毒の実施方法について、職員に周知する。(人事課・健康推進課)

(2) 情報収集・提供・共有

- ア 一宮保健所等を通じ、最新の情報を収集し、市民への情報提供に努める。また、市内の発生状況や地域で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供を行う。(危機管理課・健康推進課・施設所管課)
- イ 学校・保育園・介護施設及び福祉施設等への情報提供に努める。(危機管理課・学校教育課・福祉課・高齢介護課・保育課)
- ウ 一宮保健所と協力して、新型インフルエンザ等の発生状況及び市内での疑わしい事例の早期発見に努める。(健康推進課・保育課・学校教育課)
- エ 一宮保健所と連携して、「新型インフルエンザ等相談窓口」を開設し、発生・対応等の情報提供を行う。医療機関への受診方法の周知・啓発活動を行う。(健康推進課)
- オ 市民に家庭内流通物資備蓄の準備啓発・補充を促す。(危機管理課・健康推進課)
- カ 感染者への偏見や忌避が起こらないよう啓発を行う。

(秘書広報課・健康推進課)

(3) 予防・まん延防止

- ア まん延防止対策及び医療体制に係る物資及び資材、医薬品等の在庫を確認し、補充する。(危機管理課・健康推進課)
- イ 公共施設・公共交通機関利用者及び市職員に対し、感染対策の徹底を呼びかける。(人事課・危機管理課・健康推進課・施設所管課)
- ウ 事業所等への感染対策の徹底を呼びかける。(商工観光課)
- エ 学校・保育園等で学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖、休園等それぞれの目安の提示と実施手順を周知する。(保育課・学校教育課)
- オ 国及び県と連携し、海外出入国者へ注意喚起するとともに、必要に応じて、発生地域等への集会・不要不急の渡航の自粛を促す。(危機管理課・健康推進課)

(4) 予防接種

ア 住民接種の実施

《緊急事態宣言がされていない場合》

- (7) ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。(健康推進課)
- (イ) 住民接種に関する基本的な相談に応じる。(健康推進課)
- (ウ) あらかじめ予防接種副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布しておく。(健康推進課)

《緊急事態宣言がされている場合》

- (7) 基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康推進課)
- (イ) 接種を緊急に実施するものであるため、接種時には、混乱が予想される。接種の目的や優先接種の意義、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。(危機管理課・健康推進課)

イ 特定接種の実施

- (7) 国と連携し、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て、特定接種を行う。(人事課・健康推進課)

(5) 医療

- ア 保健所を中心に、医療体制の整備に関する協議を行い、その役割分担について調整する。(健康推進課)
- イ 市民が新型インフルエンザ等に感染した（疑いを含む）場合、医療機関への受診方法について、周知する。(秘書広報課・健康推進課)
- ウ 国及び県より提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を、医師会を通じ医療機関及び医療従事者へ迅速に提供する。(健康推進課)
- エ 感染がまん延した場合に備え、医師会を通じて、診療体制の準備を促す。

(健康推進課)

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

ア 感染拡大の防止のため、保育園・幼稚園・学校等に対して、臨時休園・休校あるいは学級閉鎖等となる場合がある旨、事前に周知を図る。(保育課・学校教育課)

イ 市民に集会等の各種行事の自粛についての協力要請の準備を行う。

(危機管理課・健康推進課・施設所管課)

ウ 人の移動や集合に伴う感染の機会を減少するため、区間と期間を限定し、コミュニティバスの運行縮小の準備を行う。(地域協働課)

エ 集客施設業界など、業種と期間を限定し、事業活動の自粛について協力要請の準備を行う。(商工観光課)

オ 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。(危機管理課)

カ 要配慮者対策を実施する。(福祉課・高齢介護課・保育課)

キ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

(危機管理課・健康推進課)

ク 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、市内の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者へ渡すよう調整する。(危機管理課・環境施設課)

ケ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(危機管理課・環境施設課)

コ 水道の安定供給(水道業務課・水道工務課)

4 県内発生早期

県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態にある時期。国内では、国内発生早期または国内感染期にある。

(目的)

- ①市内での感染拡大を最小限に抑制
- ②患者に対する適切な医療の提供
- ③感染拡大に備えた体制整備

(主な対策)

- ①感染拡大を遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国は緊急事態宣言を行い、積極的な感染対策等をとる。
- ②相談体制・医療体制や感染対策について、周知するとともに、市民ひとりひとりがとるべき行動について、十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行う。
- ③保健所と連携して、感染症指定医療機関等を中心に外来、入院医療機関の把握と感染拡大に備えた医療体制の確保を要請する。
- ④外出や集会、イベント等の自粛要請とライフライン確保の要請をする。
- ⑤社会の不安を解消するための広報活動の強化を図る。
- ⑥コミュニティバスの運行縮小、企業等の事業活動の自粛協力及びその他の自粛協力等の要請をする。
- ⑦遺体安置所の設置と円滑な埋火葬対策を実施する。
- ⑧海外での情報及び国内での情報について収集し、医療機関等へ提供する。
- ⑨新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ⑩住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

- ア 市対策本部会議を開催し、強化を図る。(危機管理課・健康推進課)
- イ 保健所、医師会、市内医療機関等と連携して、新型インフルエンザ等に対する外来医療機関（臨時を含む）及び入院病床（臨時を含む）の提供を行う。
(健康推進課)
- ウ 企業等の事業活動、集客施設の各種行事等の自粛協力を要請する。
(商工観光課)
- エ 市役所業務の縮小または中止等の業務の決定を行い、広報する。
(人事課・秘書広報課)
- オ 感染防護用資器材(マスク・ゴーグル・感染防護服・消毒薬等)の備蓄在庫の確認及び補充を行う。(危機管理課・健康推進課)
- カ 消防救急体制を確保する。また、県内・市内での感染状況等の情報を提供する。(危機管理課・消防本部)
- キ 廃棄物収集運搬処理体制を確保する。(危機管理課・資源対策課)

(2) 情報収集・提供・共有

- ア 一宮保健所等を通じ、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報収集を行う。(健康推進課)
- イ 県内の患者数及び入院医療機関の空床状況等を把握する。(健康推進課)

ウ 広報・ホームページ等に情報を掲載し、市民・事業者等に基本的な感染予防の正しい知識の普及と予防策の周知を徹底する。(秘書広報課・健康推進課)

エ 市民へ相談窓口の設置と適切な情報提供ができるよう体制を整備する。
(危機管理課・健康推進課)

オ 保育園・小中学校等でのインフルエンザ患者(疑い含む)の発生状況を把握する。(保育課・学校教育課)

(3) 予防・まん延防止

ア 市民を始め、職員・事業所・福祉施設等に対し、マスクの着用、咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた場合、健康管理と受診勧奨を要請する。(福祉課・高齢介護課・商工観光課・人事課)

イ 必要に応じて、学校・保育園・幼稚園等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(保育課・危機管理課・学校教育課・健康推進課)

(4) 予防接種

P23 県内未発生期(国内発生早期以降)の記載を参照

(5) 医療

ア 適切な医療が提供できるよう、一宮保健所、稲沢市医師会等と連携強化を図る。(健康推進課・稲沢市民病院)

イ 引き続き、市民に対し、医療機関への受診方法等の積極的な周知を行う。
(健康推進課)

ウ 引き続き、医療機関及び医療従事者に対し、迅速に、国及び県を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を提供する。
(健康推進課)

エ 帰国者・接触者外来を指定している診療体制から一般の医療機関でも診療する体制への移行した場合には、患者(疑い含む)が迅速に適切な医療が提供できるよう体制を整備するとともに、円滑に指定医療機関等に搬送できる体制を整備する。(健康推進課・消防本部・稲沢市民病院)

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

ア 感染拡大の防止のため、保育園・幼稚園・学校等に対して、臨時休園・休校等の対応を要請する。(保育課・学校教育課)

イ 市民に集会等の各種行事の自粛についての協力要請する。
(健康推進課・施設所管課)

ウ 人の移動や集合に伴う感染の機会を減少するため、区間と期間を限定し、コミュニティバスの運行縮小の準備を行う。(地域振興課)

エ 集客施設業界など、業種と期間を限定し、事業活動の自粛について要請を行う。(商工観光課)

オ 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。(危機管理課)

カ 要配慮者対策を実施する。(福祉課・高齢介護課)

キ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康推進課)

ク 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、市内の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者へ渡すよう調整する。(危機管理課・環境施設課)

ケ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(危機管理課・環境施設課)

コ 県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他市町村及び近隣都道府県に対して、広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

(危機管理課・環境施設課)

サ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する。遺体の保存作業の為に必要となる人材等を確保する。

(危機管理課・施設管理課・人事課)

シ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について、最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

(危機管理課・施設管理課)

ス 水道の安定供給(水道業務課・水道工務課)

《緊急事態宣言がされている場合》

市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め、売り惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(危機管理課・健康推進課・商工観光課)

5 県内感染期

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学、調査で追えなくなった状態。

(目的)

- ①医療体制を維持
- ②健康被害を最小限に抑制
- ③市民の生活及び経済への影響を最小限に維持

(主な対策)

- ①対策の主眼を、感染拡大防止から被害の軽減に切り換える。
- ②医療体制や感染対策、ワクチンの接種、社会・経済活動の状況等を周知し、個人一人一人が、とるべき行動について、分かりやすく情報提供を継続する。
- ③医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる活動を継続する。
- ④住民接種を早期に開始できるよう準備が整い次第、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ⑤状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

《緊急事態宣言がされている場合》

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく県や他の地方自治体による代行、応援等の措置を活用する。(危機管理課・健康推進課)

ア 市対策本部会議及び連絡調整会議を開催し、関係機関との連携の下、感染拡大の防止、感染者への支援、社会機能の維持に必要な具体的対策の実施について、国が定める国内感染期の基本的対処方針に基づき、協議、決定し、必要な措置を行う。(危機管理課・健康推進課・各部共通)

(2) 情報収集・提供・共有

ア 引き続き、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部・保健所等から国内外の新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を収集する。

(危機管理課・健康推進課)

イ 保育園・幼稚園・学校等での新型インフルエンザ等患者（疑い含む）の発生状況を把握する。(保育課・学校教育課・福祉事務所)

ウ 感染被害の状況によって、広報、ホームページ等を用いて、感染対策の徹底や落ち着いて正確な情報に基づき、行動するよう啓発・注意喚起を行う。(危機管理課・健康推進課・秘書広報課)

エ 引き続き、市民へ相談窓口の設置と適切な情報提供ができるよう体制を充実させる。(危機管理課・健康推進課)

オ 引き続き、市民が新型インフルエンザ等に感染した場合（疑い含む）の医療

機関への受診方法について、周知を行う。(秘書広報課・健康推進課)

カ 引き続き、医師会を経由し、医療機関へ迅速な情報提供ができるよう体制を整備する。(健康推進課)

キ 市民に対し、家庭内流通物資備蓄(食料品等の備蓄)について啓発する。
(危機管理課・健康推進課)

(3) 予防・まん延防止

ア 物品等の使用状況に応じて、まん延防止対策物品等の備蓄の補充を進める。
(危機管理課・健康推進課・稲沢市民病院)

イ 公共施設・公共交通機関利用者及び市職員に対し、感染対策の実施を徹底する。(人事課・危機管理課・健康推進課・施設所管課)

ウ 事業所等への感染対策の実施を徹底する。また、感染症状の認められた従業員の健康管理及び医療機関受診の徹底を要請する。(商工観光課)

エ 学校・保育園等へ臨時休校、休園等の決定を適切に行う。
(保育課・学校教育課)

オ 必要に応じて、発生地域等への集会・不要不急の渡航の自粛を促す。
(危機管理課・健康推進課・公共施設所管課)

(4) 予防接種

P23 国内発生期又は国内感染期(県内発生期)の記載を参照

(5) 医療

ア 適切な医療を提供するため稲沢市医師会等と連携強化を図る。(保健センター)

イ 引き続き、市民に対し医療機関への受診方法等の積極的な周知を行う。
(健康推進課・秘書広報課)

ウ 感染症状の認められる患者が発生した場合に、円滑に指定医療機関等に搬送できる体制を整備する。(医療機関・健康推進課・消防本部)

《緊急事態宣言がされている場合》

国及び県と連携して、市内医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院(医療法施行規則第10条)等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要がある患者や症状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置(特措法第48条第1項及び第2項(保健所設置市以外の市町村も状況によっては設置する。))に協力し、医療を提供する。臨時の医療施設において、医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により、順次閉鎖する。(健康推進課)

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

ア ライフラインの機能の確保の協力について、引き続き、事業者等に要請する。
(商工観光課・水道業務課・水道工務課)

イ ごみ収集処理業務について、できるだけ業務を継続する。人員不足により収集回数を減らす場合は、広報、ホームページ等で、周知する。(資源対策課)

ウ 引き続き、ごみの減量及び排出抑制への協力を要請及び啓発を行う。

(資源対策課)

エ 要配慮者及び協力者に対し、感染対策を徹底する。また、具体的な支援について、関係機関で円滑に実施する。(福祉課・高齢介護課)

オ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康推進課)

カ 引き続き、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、市内の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者へ渡すよう調整する。(危機管理課・環境施設課)

キ 引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

(危機管理課・環境施設課)

ク 県と連携し、遺体の埋葬や火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他市町村及び近隣都道府県に対して、広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

(危機管理課・環境施設課)

ケ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する。遺体の保存作業の為に必要となる人材等を確保する。

(危機管理課・環境施設課・人事課)

コ 水道の安定供給(水道業務課・水道工務課)

《緊急事態宣言がされている場合》

生活関連物資等の価格の安定等

① 国、県、市は、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(商工観光課)

② 国、県、市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(危機管理課、商工観光課)

③ 国、県、市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。（危機管理課、商工観光課）

6 小康期

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
大流行は、一旦終息している状況。

（目的）

- ①市民生活及び経済の回復
- ②流行第二波への対策強化

（主な対策）

- ①第二波の流行に備えるために、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ②第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ③情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ④第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

（1）実施体制

ア 基本的対処方法の変更

国・県が基本的対処方針を変更した場合には、その対処方針に基づき措置を縮小・中止する（危機管理課・健康推進課）

イ 対策の評価・見直し

各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による必要な行動計画等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直しを行う。（危機管理課・健康推進課）

ウ 対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに稲沢市対策本部を廃止する。

なお、緊急事態宣言がされていない場合には、県対策本部が廃止されたときに、速やかに市対策本部を廃止する。（危機管理課・健康推進課）

（2）情報収集・提供・共有

ア 国、県等からの新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集する。
（危機管理課・健康推進課）

イ 県と連携して、第一波の終息と第二波の可能性やそれに備える必要性について、引き続き市のホームページ等を利用して情報提供する。（秘書広報課）

ウ 市民からの相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県と連携し、国へ提供することで、共有化を図る。（危機管理課・健康推進課）

エ 発生状況を踏まえて、相談窓口を縮小する。(危機管理課・健康推進課)

(3) 予防・まん延防止

県と連携して、措置を縮小・中止する。(健康推進課・危機管理課)

(4) 予防接種

《緊急事態宣言がされていない場合》

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
(健康推進課)

《緊急事態宣言がされている場合》

国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める(健康推進課)

(5) 医療

県が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に、必要に応じて協力する。(健康推進課)

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国・県と連携し必要な支援を行う。(健康推進課)

イ 必要に応じ、引き続き、市民に対して食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者として適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみのないよう要請する。(商工観光課)

《緊急事態宣言がされている場合》

ア 業務の再開

(ア) 市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨の周知をする。(各部共通)

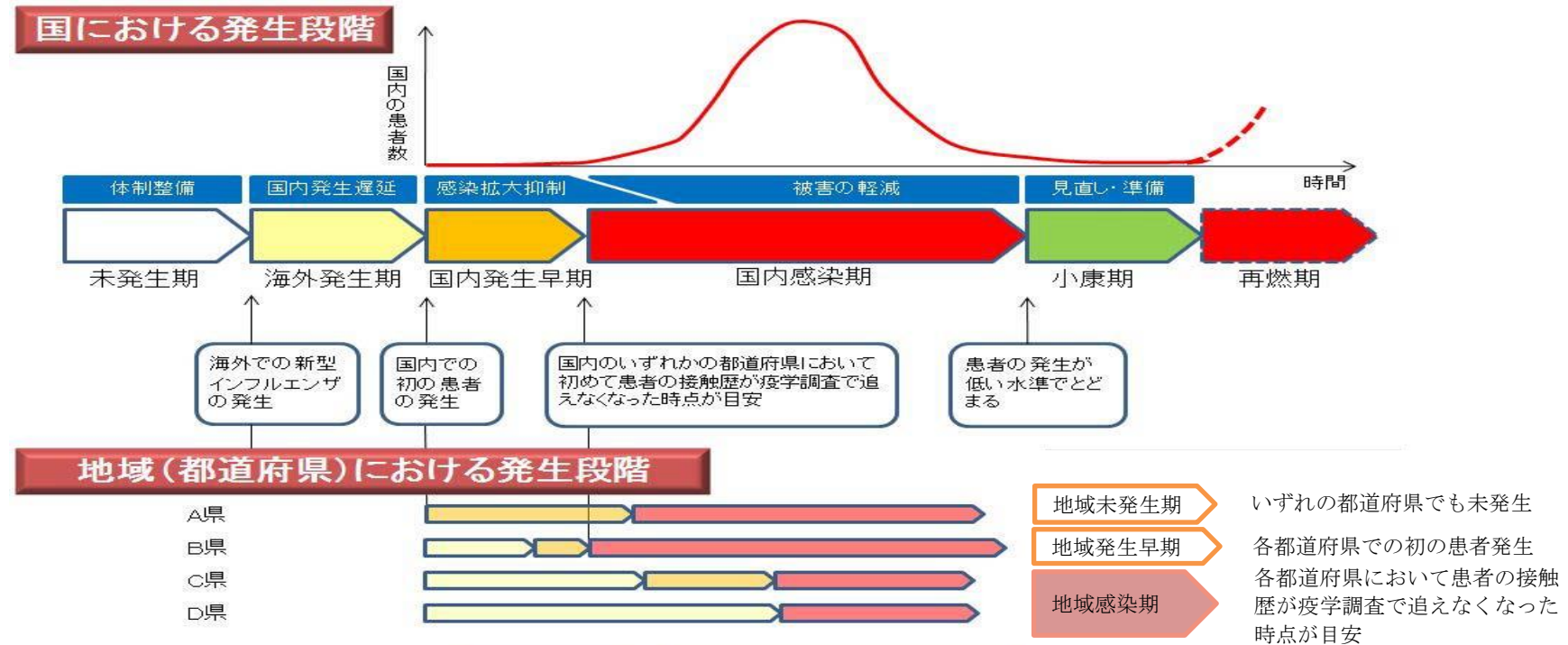
(イ) 指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、流行の第二波に備え、事業を継続していけるよう、国が行う必要な支援に協力する。
(商工観光課)

イ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

県及び国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。
(危機管理課・保健センター・各部共通)

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり。地域未発生期から地域発生期地域、発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断。



☆発生段階対応一覧☆

		未発生期	海外発生期	国内発生期 国内感染期	県内発生期 県内感染期	小康期
主 要 6項目	各項目の 主な対策	☆発生時に備え、体制整備 ☆発生を早期に発見	・国内発生の遅延 ・県内発生に遅延 ・患者の早期発見 ☆県内発生に備え、市内体制の整備	・感染拡大をできる限り抑える ・適切な医療の提供 ☆感染拡大に備えて体制整備	・医療体制を維持 ☆健康被害、生活・経済の影響を最小限に抑える	・第二波の流行に備える ・第二波を早期に探知
実施体制	対策本部設置（保健センター、危機管理課を中心に全庁的な取組）	稲沢市新型インフルエンザ等行動計画等作成 庁内体制整備 関係機関との連携	政府対策本部、愛知県対策本部設置		政府対策本部、愛知県対策本部廃止	
			 市の幹事会議の招集 市の対策本部設置準備（情報収集）	 稲沢市新型インフルエンザ等対策本部の設置 市の対策本部廃止		
サーベイランス・ 情報収集	情報収集・分析体制の構築	通常サーベイランス収集 発生情報の収集	国・県のサーベイランス収集強化への協力 患者情報の整理（施設等集団発生時の情報強化）	患者発生情報の収集 国・県のサーベイランス収集強化への協力	国・県のサーベイランス収集への協力 市内患者情報の収集と分析	第二波流行を探索するため、発生状況等の情報収集と分析
情報提供・共有	市民・事業所等への情報提供	情報提供体制の検討 対策の普及啓発	多様な媒体の利用 市民への適切な情報提供	発生状況や対策等の情報提供、注意喚起 相談窓口の設置、体制充実強化	県内発生状況や必要な対策等の情報提供と、注意喚起 感染予防策や受診方法の周知	第一波終息の発表体制の縮小見直し
予防・まん延防止	個人等への予防啓発 予防接種の実施	対策の普及啓発 予防接種体制検討 登録事業者の登録等事務検討	水際対策 特定接種への協力	住民接種の実施 患者に対する措置 濃厚接触者への対応		 第二波に備え、住民接種の継続
医療	相談センターの設置 医療提供体制の確保	医師会等医療体制の調整 診療継続計画策定の要請	診療継続計画に基づく診療の継続要請、帰国者・接触者相談、接触者対応（入院等）	県とともに医療提供体制の整備 一般医療機関での診察		
市民生活及び市民経済の安定の確保	市民生活に関わる事項	業務継続計画の策定 必要物資の備蓄検討	業務継続計画に基づく感染症対策、重点業務への重点化等の実施			
			《緊急事態宣言下》 水の安定供給等 適切な消費行動の啓発 生活必需品確保の啓発	食料・生活用品の確保配布 水の安定供給 適切な遺体の安置・火葬 社会機能維持要請 要支援者への支援実施		

稲沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

企画・編集 稲沢市保健センター

所在地 〒492-8217 稲沢市稲沢町前田365番地16

電 話 0587-21-2300

FAX 0587-21-2361

稲沢市ホームページアドレス <http://www.city.inazawa.aichi.jp/>